

徳島県告示第五十八号

令和四年徳島県告示第百十六号（徳島県土地利用計画を変更した件）をもって公表した徳島県土地利用計画を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年二月二十四日

徳島県知事      飯      泉      嘉      門

一 変更に係る事項

徳島県土地利用計画の都市地域の区域の一部

二 変更内容

次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部用地対策課に備え置いて一般の縦覧に供する。）